

太田市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした太田市認知症初期集中支援推進事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、太田市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部について、適切に実施することができると認める者に委託することができる。

(支援チームの構成)

第3条 支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、第1号に該当する者2名以上及び第2号に該当する者1名以上の計3名以上の専門職で構成する。

(1) 次の要件を全て満たす者

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者であること。

イ 認知症ケアや在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者であること。

ウ 国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講した者であること。

(2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、認知症サポート医である医師であること。

(チーム員の役割)

第4条 前条第1号に該当するチーム員は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 前条第2号に該当する医師は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行い、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応じるものとする。

(訪問支援対象者)

第5条 訪問支援対象者は、太田市内に在住する40歳以上で、在宅で生活しており、か

つ、認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかの基準に該当する者とする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又医療サービス若しくは介護サービスを中断している者で、以下のいずれかに該当するもの
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支援チームに関する普及啓発
- (2) 認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 情報収集及び観察・評価
 - ウ 初回訪問時の支援
 - エ チーム員会議の開催
 - オ 初期集中支援の実施
 - カ 引継後のモニタリング
 - キ 記録等の保管
- (3) 支援実施中の関係機関との情報共有
(個人情報の保護)

第7条 チーム員は、職務上知り得た個人情報について、漏らしてはならない。チーム員でなくなった後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。